

法務省民二第1322号
平成18年6月2日

横浜地方法務局長 殿

法務省民事局長

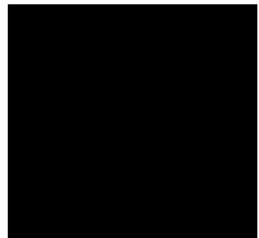
横浜地方法務局横須賀支局及び平塚出張所における電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請の取扱いについて（通達）

貴局横須賀支局及び平塚出張所においては、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1号の規定に基づいて電子情報処理組織を使用する方法によってする登記の申請（以下「電子申請」という。）を促進するための諸施策についての実証的な試行を実施しているところですが、添付情報の取扱いにつき、下記のとおりとしますので、この旨、同支局及び同出張所の登記官に周知方取り計らい願います。

記

電子申請に当たっては、申請情報と併せて添付情報を送信することを要し（不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「令」という。）第10条），この場合における添付情報は作成者による電子署名が行われているものでなければならず（令第12条第2項），当該情報を送信するときは、併せて電子証明書を送信しなければならないものとされている（令第14条）。

しかしながら、すべての添付情報が電磁的記録によって作成されるものとは限られないため、送信の方法によらなければ、添付情報を提出することができないとすることは、電子申請の促進を阻害する要因の一つであると指摘されているところであります。また、添付情報の提出についても補正によって追完することは可能であることを考慮すると、電子申請の促進のための諸施策についての実証的な試行においては、登記識別情報を除き、添付情報が書面で作成されている場合において、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録した上で申請情報と併せて送信するとともに、登記官が定めた相当の期間内に、当該書面を提出したときは、却下事由に該当しないものと取り扱って差し支えない。



法務省民二第1323号
平成18年6月2日

横浜地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

横浜地方法務局横須賀支局及び平塚出張所における電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請の取扱いについて（通知）

標記の件については、本日付け法務省民二第1322号民事局長通達が発出されたところですが、具体的な取扱いについては、下記によるものとしますので、この旨貴局横須賀支局及び平塚出張所の登記官に周知方よろしくお願ひします。

記

1 電磁的記録の送信

原本である書面に記載された情報を电磁的記録に記録して送信する場合には、当該电磁的記録は、当該書面をイメージスキャナで読み取った上で、PDFファイルに変換したものでなければならない。

なお、登記識別情報は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第66条第1項第1号に定める方法によって提供されなければならない。

おって、添付情報となるべき書面を送付しようとする場合には、申請情報中の添付情報の表示欄（規則第34条第1項第6号）に、その旨を表示するものとする。

2 却下又は補正

(1) 不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「令」という。）第7条第1項第1号から第5号に掲げる添付情報に相当する情報その他これらの添付情報について、申請情報と併せて添付情報又は1の电磁的記録の送信がされていないときは、補正を命ずることなく、当該申請を却下するものとする（不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第25条第9号）。

ただし、送信された情報の内容に不備があり、その原因が、电磁的記録に記録する際の手続上の過誤によるものと考えられる場合には、当該不備があることをもって却下をしないものとする。

(2) (1)により却下する場合以外の場合にあっては、補正を求めるものとする。

ただし、補正を求める以前に3による書面の提出があったときは、当該欠けている情報につき、補正を求めることを要しない。

3 書面の提出

原本である書面を登記官に提出する際には、登記所において付した受付年月日及び受付番号並びに申請人又は代理人の氏名又は名称及び住所を記載した書面を同封するものとする。

当該書面の提出は、管轄の登記所の窓口に持参し、又は書留郵便若しくは信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものにより送付することのいずれの方法によっても、することができるものとする。

4 登記官が定めた相当の期間

原本である書面の提出は、登記官が定めた相当の期間内に提出を要するものとされているが、この相当期間は、申請が受け付けられた日から3日間とする。

この期間内に提出されない場合は、当該申請を却下するものとする（法第25条第9号）。

5 原本還付

提出された原本である書面は、本来の添付情報であるため、当該申請に基づく登記をしたときには、規則第19条の取扱いに準じて、申請情報と共にこれを申請書類つづり込み帳につづり込むものとするが、原本還付の請求があったときには、これを還付して差し支えない。この場合には、送信された電磁的記録を、原本に相違ない旨を記載した謄本として取り扱って差し支えない。

なお、令第16条第2項、第18条第2項又は第19条第2項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他書面の原本は、還付することができない。

6 実証的な試行における情報の収集等

この取扱いを行う登記所にあっては、次の情報を収集し、保管するものとする。

- (1) オンラインによる登記申請における本取扱いの利用率
- (2) 別送される添付情報が登記官に到達するまでの日数
- (3) 別送された添付情報に係る申請事件を検索するために要するおおむねの時間
- (4) その他特記すべき事項